



# 健全化判断比率等の公表

圆 財政課(☎82-1131)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成25年度決算の健全化判断比率およ び資金不足比率を公表します。

# 圙健全化判断比率

昨年度に引き続き、いずれの指標も早期健全化基準を 下回る結果となりました。各指標は改善傾向にあります が、実質公債費比率、将来負担比率ともに県内の13市 の中では高いほうに位置し,依然として厳しい状況です。

現在、合併特例債を活用した大型事業が本格化してい ることから、これらの指標への影響を注視しながら、将 来を見据えた財政運営を行いますので、市民のみなさん のご理解とご協力をお願いします。

## ······ 〈基準を超えるとどうなるの?〉······

①~④までの4つの健全化判断比率のうち一つ でも早期健全化基準以上になると「財政健全化計 画しを策定し、自主的な財政の健全化に努めるこ とになります。また、財政再生基準以上になった 場合には、「財政再生計画」を策定し、国などの 関与により財政の再生に努めることになります。

健全化判断比率	25 年度	24年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率 実質赤字額の標準財政規模*1に対する割合。 福祉,教育,まちづくりなどの行政運営の基本的な経費を 網羅した一般会計等が対象となります。	- %	- %	12.7%	20.0%
②連結実質赤字比率 連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合。 一般会計等 に特別会計を加えたすべての会計が対象となります。	- %	- %	12.7%	30.0%
③実質公債費比率 公債費*2等の標準財政規模に対する割合の過去3か年平均。基準財政需要額*3に算入される公債費の増加などにより、比率は改善しています。	14.5%	15.3%	25.0%	35.0%
④将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模 に対する割合。	65.7%	82.1%	350.0%	

# **曾全不足比率**

公営企業の各会計における資金不足額の事業規 **模\*** 4 に対する割合のことで、昨年と同様に対象と なる6事業において、資金不足比率は算出されま せんでした。

なお、経営健全化基準以上になった場合には、「経 営健全化計画 | の策定が義務づけられます。

## ●対象事業

水道事業,工業用水道事業,病院事業,地方卸 売市場事業,下水道事業,農業集落排水事業

	対象 6 事業	経営健全化基準
資金不足比率	- %	20.0%

#### 用語解説

#### ※ 1 標準財政規模

標準的に収入が見込まれる税に地方譲与税と普通交 付税等を加えた一般財源の規模を示したものです。

#### ※2公債費

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金と-時借入金の利息を合計した額です。

#### ※3基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、地方自治体が合 理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政 需要を一定の方法によって合理的に算出した額です。

### ※ 4 事業規模

各会計における営業収益に相当する額です。